

○経済産業省令第四十七号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十六条第三項の規定により読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項の規定に基づき、鉱業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

鉱業法施行規則の一部を改正する省令

鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| 目次  | 目次  |

第一章 通則（第一条―第三条の二）

第二章 鉱業権の設定又は変更の出願等の手続

第一節 出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十一条）

第二節 特定開発者の選定による鉱業権の設定又は変更の申請等の手続（第二十二条―第二十三条の八）

第三節 鉱業権の取消し等の手続（第二十三条の九）

第三章 租鉱権の設定または変更の申請等の手

第一章 通則（第一条―第三条の二）

第二章 鉱業権の設定又は変更の出願等の手続

第一節 出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十一条）

第二節 特定開発者の選定による鉱業権の設定又は変更の申請等の手続（第二十二条―第二十三条の八）

（新設）

第三章 租鉱権の設定または変更の申請等の手

続（第二十三条―第二十六条）

第四章 鉱業の実施（第二十六条の二―第四十条）

第四章の二 鉱物の探査の許可等の手続（第四十条の二―第四十四条の十四）

第五章 決定の申請及び意見の聴取の手続（第四十五条―第五十六条）

第六章 補則（第五十七条―第六十一条）

附則

第二章 鉱業権の設定又は変更の出願等の

続（第二十三条―第二十六条）

第四章 鉱業の実施（第二十六条の二―第四十条）

第四章の二 鉱物の探査の許可等の手続（第四十条の二―第四十四条の十四）

第五章 決定の申請及び意見の聴取の手続（第四十五条―第五十六条）

第六章 補則（第五十七条―第六十一条）

附則

第二章 鉱業権の設定又は変更の出願等の

手続

第一節・第二節 (略)

第三節 鉱業権の取消し等の手続

(公示送達の方法)

第二十二條の九 法第五十六條第三項の規定により読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第四項に規定する経済産業省令で定める方法は、経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同法第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）

手続

第一節・第二節 (略)

(新設)

(新設)

の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（経済産業大臣の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信

装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

様式第一を次のように改める。

## 附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

様式第1（第2条の2関係）

出願（申請）番号

令 8 北経出試般第 123 号

備考

- 1 出願（申請）番号は、上記の例により、出願（申請）を受理した年、本省又は管轄経済産業局の名称を表示する文字、出願（申請）を表示する文字、試掘権又は採掘権（租鉱権）を表示する文字、特定区域（特定区域以外）を表示する文字及び番号をもって表示すること。
- 2 本省又は管轄経済産業局の名称は、次の表に掲げる文字をもってすること。

| 管轄経済産業局等 | 表示する文字 |
|----------|--------|
| 本省       | 経 産    |
| 北海道経済産業局 | 北 経    |
| 東北経済産業局  | 東北経    |
| 関東経済産業局  | 関 経    |
| 中部経済産業局  | 中部経    |
| 近畿経済産業局  | 近 経    |
| 中国経済産業局  | 中国経    |
| 四国経済産業局  | 四 経    |
| 九州経済産業局  | 九 経    |
| 沖縄総合事務局  | 沖 経    |

- 3 出願（申請）の表示は、出願については「出」、申請については「申」の文字をもってすること。
- 4 試掘権又は採掘権（租鉱権）の表示は、試掘権については「試」、採掘権については「採」、租鉱権については「租」の文字をもって表示すること。
- 5 特定区域又は特定区域以外の表示は、特定区域については「特」、特定区域以外については「般」の文字をもって表示すること。
- 6 番号は、年ごとに更新すること。